答 弁 第 八 二 号 平成十六年十二月十日受領

内閣衆質一六一第八二号

平成十六年十二月十日

内閣総理大臣 小 泉 純一 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員川内博史君提出新石垣空港整備事業に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員川内博史君提出新石垣空港整備事業に関する質問に対する答弁書

一及び四について

新石垣空港整備事業 。 以 下 「本件事業」という。) の予算の取扱いについては、 現在、 平成十七年度予

算の編成に当たって検討を行っているところである。 なお、 本件事業は、 環境影響評価の手続が終了した

後に実施されることとなる。

本件事業に係る環境の保全については、 事業主体である沖縄県において、 環境影響評価書に記載されて

いるところにより、 適切に対応すべきものである。 政府においては、 新石垣空港の設置の許可を行う国土

交通大臣において、 当該設置許可の審査に際し、 環境影響評価書の記載事項等に基づいて、 環境の保全に

ついての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査するとともに、 当該審査に先立ち、 国土交通大

臣は沖縄県に対し、 環境大臣の意見を勘案して環境影響評価書について環境保全の見地からの意見を述べ

ることができることとされている。

また、 御指摘の沖縄県環境影響評価審査会が沖縄県知事に対して行った答申の内容については、 承知し

ている。

一について

本件事業に係る環境の保全については、 定地付近では、 白保地域では、 御指摘の希少生物の生息が確認されていることは承知している。これらへの対策を含め、 適切に対応すべきものと考えている。 世界的にみても大規模なアオサンゴ群集が確認されており、 事業主体である沖縄県において、 環境影響評価書に記載されてい また、 新石垣空港の建設予

三について

るところにより、

見交換を行い、 環境省にお いては、 また、 現在、 同市と共同で地元住民に対して説明会を開催するなど、 白保地域の西表国立公園への編入に向けて、 地元自治体である石垣市との意 関係者の理解を得るよう努

力しているところである。

五年五月二十六日に、 されたところである。 世界遺産への登録に関しては、 今後、 我が国の新たな世界自然遺産の候補地の一つとして白保地域を含む琉球諸島が選定 我が国として琉球諸島を世界自然遺産として推薦するためには、 環境省及び林野庁が設置した学識経験者による検討会において、平成十 世界自然遺

産の登録基準に合致する具体的な地域を抽出した上で、 国内法上その自然環境を厳格に保護するための措

置を講ずることが必要であり、 白保地域については、 まずは右の登録基準を満たすか否かを検討すること

が必要と考える。

五について

事業主体である沖縄県からは、 御指摘のような「強い乱気流の発生による運航の危険」は無いと聞いて

いる。